|  |
| --- |
| **第２０回公立大学法人宮城大学　理　事　会（平成２２年３月臨時会）** |
| 開催日時 | 平成２２年３月３１日（水）１０時３０分～１１時２８分 |
| 開催場所 | 大和キャンパス本部棟４階　応接会議室 |
| 出席者 | 馬渡理事長，白石副理事長（人事労務担当），保理理事（総務企画担当），武田理事（教育担当），金子理事（研究担当），大和田理事（財務担当），池戸理事（特命事項担当）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　《理事７名中７名出席》 |
| 欠席者 | なし |
| 事務部 | 小林総務課長，中村学務課長，新妻財務課長，眞山総務学務課長，吉田総務GL |
| 議事概要 | **１　理事会議事録****（１）第２０回理事会議事録署名人について**今回理事会の議事録署名人として議長のほか，金子理事を指名し了承された。**２　議　　事****（１）平成22年度 年度計画について　　　　　　　　　　　　　　　 議案1**各部局長等が関係項目の責任者として作成した平成22年度 年度計画について，全員で確認したところ，一部において文章表現の訂正があったが，異議なく原案のとおり承認された。**（２）公立大学法人宮城大学教員のテニュア・トラック制への移行に関する規程（案）について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議案２**「公立大学法人宮城大学教員の任期及びテニュアに関する規程」（規程第96号）に定めるテニュア・トラック制への移行に必要な事項について定める「公立大学法人宮城大学教員のテニュア・トラック制への移行に関する規程」について，馬渡理事長から次のとおり説明があり，その制定について諮ったところ，異議なく原案のとおり承認された。（説明概要）* 准教授以下の対象教員で，移行の意思を表明した教員には，研究費基準額及び昇給号俸について所定の措置を行うもの。
* テニュア・トラック制への移行の意思を表明した場合には，所定の期日からの期間に従って再任審査又はテニュア審査を行うこと。
* この規程は，平成22年４月１日から施行するもの。

**（３）公立大学法人宮城大学債権管理規程の一部改正について　 　　 議案３**「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）に基づく「政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める件」の一部改正に準じ，平成22年4月1日から遅延利息を年３.６％から３.３％へと改める「公立大学法人宮城大学債権管理規程」（規程第79号）の一部改正について，大和田理事から説明があり，その改正について諮ったところ，異議なく原案のとおり承認された。**（４）教員の任期更新について　　　　　　　　　　　　　　　　　　議案４**第18回理事会（平成22年2月24日開催）において人事計画書の承認を得た食産業学部教員の任期更新について，池戸理事から次のとおり説明があり，その更新について諮ったところ，異議なく全員一致で原案のとおり承認された。（説明概要）* 食産業学部の審査委員会において行った再任審査により，当該教員を合格者とするのが適切であるとの結果を得たもの。
* 更新後の任期は，現在の任期満了日に引続き平成22年10月1日から平成26年9月30日までとすること。

**３　報告事項****（１）平成22年度指定研究費審査について　　　　　　　　　 　　 報告資料１**金子理事から，平成22年度に係る指定研究のプレゼンテーション結果が報告され，全員で確認された。以上　　この議事録は，公立大学法人宮城大学第２０回理事会議事録である。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２２年４月２８日　　　　　公立大学法人宮城大学理事会　　議　長　　馬　渡　尚　憲　　　　　　　　　　　　　　同　　　　　　　　理　事　　金　子　孝　一 |